平成２３年（フ）第１３３号
広島県呉市吉浦本町１丁目11番８号
債務者　冨田　泰生
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第１１８号
石川県加賀市湖城町２丁目224番地
債務者　深田由美子
1　決定年月日時　平成23年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第３７５号
兵庫県川西市花屋敷２丁目４番16号
債務者　庄田　芳敬
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第４００号
盛岡市黒川７地割29番地20
債務者　和川美根子
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第４５号
福島県須賀川市栄町125番地２
債務者　井野元一實
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第６７０号
千葉県松戸市南花島２丁目33番地の１　コーポワタナベ101号
債務者　吉香　　衛
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第６７２号
千葉県柏市高田1027番地41
債務者　大山　義彦
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第６７８号
千葉県松戸市小金清志町３丁目85番地の10　グレースレジデンス103号
債務者　飯塚　文久
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第６９４号
千葉県柏市高田736番地４　エレガンス高田Ａ―105号
債務者　長岡　美佐
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第６９７号
千葉県柏市南増尾３丁目33番17号
債務者　根岸　浩子
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第７０３号
千葉県松戸市八ケ崎５丁目41番地の６　さが美松戸ハイツ第２―301号
債務者　青野　雄二
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第７１０号
千葉県我孫子市都部５番地の７
債務者　染谷　茂美
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第９７号
山口県岩国市玖珂町6448番地６
債務者　北野　博之
1　決定年月日時　平成23年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第９８号
山口県岩国市中津町２丁目７番16号
債務者　惠下　雄二
1　決定年月日時　平成23年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第９９号
山口県大島郡周防大島町大字久賀5822番地１　ＣＯＺＹ―Ｂ
債務者　河村　雅代
1　決定年月日時　平成23年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第２３３２号
愛知県小牧市小木３丁目123番地　マルイハイツ401号
債務者　藤原　　愛（旧姓中野・土橋）
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６０号
青森県八戸市類家５丁目15番12号　コーポグリーンパークＣ―３
債務者　岩崎　寿子
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第１６２号
青森県八戸市高州１丁目４番16号　高洲パークハイツ103号、前住所青森県八戸市下長４丁目４番４―34号　県営住宅
債務者　田守　加奈（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係